

『平成26年8月1日』から イベント等で火気器具を使用する場合は、 消火器の準備が必要になります！



火災予防条例が改正され、不特定の来場者が集まる催しで火気器具を使用する場合は、消火器の準備と消防署への届出が義務になります。

① 対象となる催しについて

地域のお祭り、花火大会、展示会、学園祭など、不特定の来場者が集まる催しで、火気器具を使用する場合は対象となります。

〔※ 近親者によるバーベキューのような個人的なつながりによる催しや幼稚園等の関係者のみのもちつき会のような面識のある方のみが参加する催しなどは、対象となりません。〕

② 対象となる火気器具について

燃料の種類にかかわらず、ガスコンロ、ストーブ、発電機などが対象となります。



③ 消火器について

原則、ひとつの火気器具に対し消火器が1本必要です。ただし、地域住民が行うお祭り等で複数の火気器具を使用する場合は、緩和することができます。

④ 届出について

上記①の催しで露店を開設する場合は、3日前までに消防署への届け出が必要です。届出用紙は、各消防署、出張所、久留米広域消防本部ホームページにあります。



問合せ：久留米広域消防本部	予防課	0942-38-5159
久留米消防署	警防課	0942-38-5161
三井消防署	警防課	0942-72-5101
浮羽消防署	警防課	<u>0943</u> -72-4193
三潴消防署	警防課	0942-62-2185
大川消防署	警防課	<u>0944</u> -88-1145



火災予防条例の一部改正 Q&A

【火気器具等を使用する催しに対する消火器の準備及び露店等の開設届について】

Q1

一般的に火を使用することを目的として販売された器具（バーベキューコンロ等）等ではなく、ドラム缶等を加工して炭で調理を行う器具等も火気器具に該当しますか。

A1

火気器具とは、気体燃料、液体燃料若しくは固体燃料を使用する器具又は電気を熱源とする器具をいいます。そのため、質問の内容は固体燃料を使用する器具に当てはまりますので火気器具に該当します。

Q2

消火器の準備が必要となるものは必ず露店の開設届が必要になるのですか。

A2

露店で火気器具を使用する場合は露店の開設届が必要となります。ただし、火気器具を使用する露店がなく、会場の照明のためだけに発電機を使用するものは発電機に対して消火器は必要になりますが、露店の開設届は必要ありません。

Q3

露店の開設届は誰が提出しなければならないのですか。

A3

本来は露店を出す人が提出しなければなりませんが、露店を出す人が複数（露店業者と地域住民等）であり、各露店の出店状況を把握できる場合は、主催者が一括して提出することができます。

Q4

消火器はどのようなものが必要ですか。また、どこで購入できますか。

A4

消火器は、国家検定を受けたものを準備する必要があります。検定を受けた消火器は検定マークが貼られていますので確認して下さい。また、検定を受けた消火器でも住宅用消火器は今回の条例改正により必要となる消火器には該当しないことに注意してください。

なお、消火器は防災設備会社やホームセンター等で購入することができます。

